

川西町吉島地区人・農地プラン（更新5回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
吉島地区（1006.1ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年11月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
103経営体

法人	1経営体
個人	100経営体
集落営農（任意組織）	2経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
23経営体⇒27経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 複 合 化：稲作と転作作物・野菜・花きの複合経営を進めている。今後は労働配分を考えた部門の組み合わせを行う。
 - 6 次 産 業 化：町内の8割以上の紅大豆を生産する一大生産地であることから、町と連携した加工品の開発などの取組を行う。
 - 新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるように、6次産業化を含めた販路の拡大など環境整備を整えていく。
 - 低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集積を図り、労働時間・経費の削減を図る。

川西町犬川地区人・農地プラン（更新4回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

犬川地区（574.9ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

73経営体

法人	2経営体
個人	71経営体
集落営農（任意組織）	0経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

5経営体⇒11経営体

7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化(追加)：土地基盤整備と併せて、主食用水稲と野菜（キャベツ、ネギ）を中心とした地域農業を展開する。

複 合 化：水稲と大豆、園芸作物等の転作作物の複合経営を進めている。今後は労働分配を考えた部門の組み合わせを行う。

高付加価値化：基盤整備を契機とした園芸作物（キャベツ）の産地化を目指す。

新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるよう、基盤整備を進め農業環境の整備を図る。

低コスト化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集約を図り、労働時間・経費の削減を図る。

川西町小松地区人・農地プラン（更新3回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
小松地区（402.7ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年11月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
25経営体⇒27経営体

法人		1経営体
個人	24経営体⇒	<u>26経営体</u>
集落営農（任意組織）		0経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
5経営体⇒8経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 複 合 化：水稲や畜産と転作大豆・野菜・花き等への複合経営を進める。また、飼料作物生産による耕畜連携や資源循環等の連携を図り経営の安定化を目指す。
 - 6次産業化：大豆や野菜、香りを持つ有用植物等を活用した加工品の取組を行う。また、こまつ市への参加や商店・JAと連携し農業収益の向上を目指す。
 - 新規就農の促進：6次産業化を含めた販路の拡大により、就農しやすい環境づくりを進める。
 - 低コスト化：農地の集約を進め、労働時間や経費の削減を図る。また、出し手農家等の協力を得ながら効率的な労働分配を進める。

川西町時田地区人・農地プラン（更新3回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
時田地区（第4、第5推進地区）（231.1ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年11月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
16経営体

法人	0経営体
個人	16経営体
集落営農（任意組織）	0経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
2経営体⇒3経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 生産品目の明確化：主食用水稲と有畜農家に供給する飼料作物等を中心に地域農業を展開していく。
 - 複 合 化：水稲及び転作作物に加え、古くから畜産が盛んである。今後も、耕種農家と畜産農家が連携し、経営の安定化を図る。
 - 6 次 産 業 化：こまつ市への出店やスーパーでの直売・庭先販売など、直接生産者の顔が見える販売を展開していく。
 - 高 付 加 価 値 化：主食用米の食味検査などを実施し、安心・安全に加え高付加価値化による他地域との差別化を図る。また、特別栽培米の作付を積極的に推進する。
 - 低 コ ス ト 化：農地の集約化を図り、労働時間の軽減を図る。併せて出し手農家の協力を得ながら集落営農を進めていく。

川西町玉庭地区人・農地プラン（更新2回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
玉庭地区（419.4ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年11月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
16経営体⇒19経営体

法人		1経営体
個人	15経営体⇒	<u>18経営体</u>
集落営農（任意組織）		0経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
14経営体⇒19経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 複 合 化：水稲と大豆・そば等の転作作物の複合経営を進めている。今後は労働分配を考えた部門の組み合わせを行う。
 - 高 付 加 価 値 化：町内随一の米沢牛肥育地域として、更なる品質向上を図る。
 - 新規就農の促進：町内外を問わず、集落営農を継続するため新規就農者の受入を図る。
 - 低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し飼料生産の拡大を図る耕畜連携を積極的に進める。また、農地の集約を図り、労働時間・経費の削減を図る。
 - 集 落 営 農：集落営農を基本に地域農業を展開していく。

川西町東沢地区人・農地プラン（更新2回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

東沢地区（297.1ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

12経営体⇒13経営体

法人		1経営体
個人	11経営体⇒	<u>12経営体</u>
集落営農（任意組織）		0経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

4経営体

7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化(追加)：主食用水稲と野菜（寒中キャベツ、きゅうり）を中心とした地域農業を展開する。

複 合 化：今後は労働配分を考慮しつつ、稲作と野菜の複合経営を進める。

6 次 産 業 化：漬物や転作そばなどを利用した取組を行っており、今後は更なる農業収益の向上を目指していく。

高 付 加 価 値 化：米の直接販売の拡大を地域的に推進していく。

新規就農の促進：地域として新規就農者・後継者の育成を図っていく。

低 コ ス ト 化：機械化による労働の軽減と経費の節減を行う。

川西町下奥田地区人・農地プラン（更新2回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

下奥田地区（荒窪、北向、八幡原）（118.8ha）

⇒下奥田地区（荒窪、北向、八幡原、南向）（206.5ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

9経営体→14経営体

法人		1経営体
個人	8経営体→	<u>13経営体</u>
集落営農（任意組織）		0経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

12経営体→14経営体

7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稲及びそば、大豆、露地野菜を中心とした複合経営を推進する。

6 次 産 業 化：既存の地域内食品加工者と連携した野菜等の加工品製造及び町6次産業拠点施設（直売所）の活用による所得向上を図る。

新規就農の促進：地域内後継者（その他の農業者）の育成及び地域内での法人化又は集落営農組織化による受入体制整備と併せた新規参入者の募集等を目指す。

低 コ ス ト 化：生産資材等の同一品目共同購入及び土地利用型作物のブロックローテーションの実施（大豆3年→水稲2年→大豆3年・・・）による肥料代等の削減を図る。

川西町大塚菊田地区人・農地プラン（更新1回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

菊田地区（菊田、新田、一里塚）（57.4ha）⇒ （55.7ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

6経営体⇒1経営体

〔	法人	0経営体⇒ <u>1経営体</u>
	個人	6経営体⇒ <u>0経営体</u>
	集落営農（任意組織）	0経営体
〕		

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

16経営体⇒20経営体

7 地域農業の将来のあり方

生産品目の明確化：土地基盤整備と併せて、主食用水稻と野菜（キャベツ、キュウリ）を中心とした地域農業を展開する。

複 合 化：水稻を軸として、大豆、果樹（ぶどう）、園芸作物（キュウリ）、畜産（繁殖牛）の組み合わせによる複合化を推進する。

6 次 産 業 化：現在地域内にある加工食品と併せて農産物の高品質・多品目生産により、町6次産業拠点施設（直売所）を活用した所得向上を目指す。

高 付 加 価 値 化：土地基盤整備を契機とした特別栽培米の生産振興によるブランド化及び園芸作物の高品質生産による産地化を図る。

低 コ ス ト 化：土地基盤整備による農地の集積・集約化を図り、労働時間及び経費の削減を図る。

法 人 化：中心経営体等を構成員とした農事組合法人（農業生産法人）にエリア内農地を集積・集約化し、効率的な農業経営を図るとともに、将来の担い手育成・確保のための環境整備を進める。

川西町大塚南方地区人・農地プラン（更新1回目）の概要

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
南方地区（犬川、八幡、八幡西、中沖、桧、大林）（113.7ha）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成27年11月30日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
18経営体⇒17経営体

法人	0経営体⇒ <u>1経営体</u>
個人	18経営体⇒ <u>16経営体</u>
集落営農（任意組織）	0経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 中心となる経営体と連携する農業者
10経営体⇒18経営体
- 7 地域農業の将来のあり方
 - 複 合 化：水稲を軸として畜産、飼料作物、野菜、花卉等への複合経営を進める。また、飼料作物生産による耕畜連携や資源循環等の連携を図り経営の安定化を目指す。
 - 高 付 加 価 値 化：土地基盤整備を契機として、特別栽培米の作付けを積極的に推進するとともに、園芸作物の産地化を目指す。
 - 新規就農の促進：後継者がスムーズに就農できるよう、土地基盤整備を進め農業環境の整備を図る。
 - 低 コ ス ト 化：耕種農家と畜産農家が連携し、飼料作物の生産拡大を図る耕畜連携を積極的に推進する。また、農地の集約化により労働時間・経費の削減を図る。

川西町堀金地区人・農地プラン（更新1回目）の概要

1 協議の場を設けた区域の範囲

堀金地区（東部一、東部二、東部三、東部四）（233.5ha）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年11月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

25経営体⇒26経営体

法人	1経営体⇒ <u>2経営体</u>
個人	24経営体
集落営農（任意組織）	0経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6 中心となる経営体と連携する農業者

12経営体⇒14経営体

7 地域農業の将来のあり方

複 合 化：水稲を中心に大豆、飼料作物、野菜、花卉等の組み合わせによる複合経営を推進する。

6 次 産 業 化：野菜、花卉等の高品質、安定生産により、町6次産業拠点施設（直売所）を活用した所得向上を目指す。

高 付 加 価 値 化：多雪地の特徴を活かした雪の積極的活用による寒中野菜（ネギ、キャベツ、白菜）の生産に取り組み、冬の特産品としての新たな野菜産地形成に資する。

新規就農の促進：地域内受託組織をモデルとして寒中野菜生産による周年農業を確立し、就農機会の確保と農業所得の向上による新規就農しやすい環境整備を進める。

低 コ ス ト 化：中心的経営体への面的集積及び作物毎の団地化を推進し、労働時間及び経費の削減による低コスト化を図る。また、効率的な土地利用型農業を実現するため土地基盤整備事業を検討する。